第四十二条の九第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十第三項中「第四十二条の四第八項第九号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百億円」を「八十億円」に、「の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品　百分の四十（平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた法人（次項第一号において「特定法人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供したものについては、百分の五十）

二　建物及びその附属設備並びに構築物　百分の二十

第四十二条の十一の二第二項中「の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品　百分の四（特定法人がその承認地域経済牽引事業の用に供したものについては、百分の五）

二　建物及びその附属設備並びに構築物　百分の二

第四十二条の十一の二第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十一の三第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二第四項第一号中「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第十三号に規定する」、「（以下この号において「収益事業」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の二第三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の三第一項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「法人のうち、第四十二条の六第一項」に、「中小企業者又は」を「中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類に」を「経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に」に改め、同条第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第四十二条の十二の五第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者（」の下に「同項第八号に規定する」を、「）又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、同項第二号ロ中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十二項」に改め、同条第三項第一号中「同条第六号に規定する」、「（以下この号において「公益法人等」という。）」、「同条第九号に規定する」及び「同条第七号に規定する」を削り、同条第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十二の六第六項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第四十二条の十三第一項第二号中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第四項」に改め、同項第三号中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号の二を同項第十七号とし、同条第六項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の四第八項第七号」に改め、「中小企業者（」の下に「同項第八号に規定する」を、「）又は」の下に「同項第九号に規定する」を加え、「第四号、第十号又は第十七号の二」を「第九号又は第十七号」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

二　政令で定める海上運送業を営む法人	イ　特定船舶（当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のうち当該法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。）に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。）ロにおいて「特定先進船舶」という。）（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）	百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同じ。）に該当するものについては、百分の二十）
	ロ　特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶	百分の十五（日本船舶については、百分の十七）
	ハ　特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶	百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

第四十三条の三第二項中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者（」の下に「第四十二条の四第八項第八号に規定する」を、「）又は」の下に「第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加える。

第四十四条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二を次のように改める。

（特定事業継続力強化設備等の特別償却）

第四十四条の二　青色申告書を提出する法人で第四十二条の六第一項に規定する中小企業者（第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又はこれに準ずるものとして政令で定める法人であるもののうち中小企業等経営強化法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの（以下この項において「特定中小企業者等」という。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第　号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等（同法第五十条第二項第二号ロ